

## 佐賀市一般廃棄物処理実施計画

本計画は、佐賀市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な一般廃棄物行政の推進を図り「市民の生活を支える快適な環境を創る」ため、平成28年度に実施する一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の計画を体系的に示したものである。

平成28年4月

佐賀県 佐賀市

## 目 次

### 【ごみ処理実施計画】

1	一般廃棄物（ごみ）処理について	1
2	一般廃棄物の排出状況	2
	(1) 計画区域の状況	2
	(2) 一般廃棄物の区分（市又は一部事務組合の処理施設で処分できるもの）	2
	(3) 一般廃棄物の区分（市又は一部事務組合の処理施設で処分できないもの）	3
	(4) 一般廃棄物発生量の見込み	4
3	一般廃棄物の処理主体及び処理形態	5
	(1) 処理主体	5
	(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）	5
4	処理計画	6
	(1) ごみの排出抑制・再資源化計画	6
	ア 排出抑制の方法	6
	イ 再資源化の方法及び量	8
	ウ 資源物回収団体奨励	9
	エ 佐賀市廃食用油回収事業	9
	オ 小型家電リサイクルの推進	9
	(2) 収集・運搬計画	9
	ア 収集・運搬量	9
	イ 家庭系ごみ	9
	ウ 動物の死体	10
	エ 事業系ごみ	10
	オ 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者の状況	11
	カ 既存の許可業者への対応	11
	キ 一般廃棄物収集運搬業の許可について	11
	ク 許可車両の増車について	11
	ケ 在宅医療廃棄物の適正処理について	12
	(3) 中間処理計画	12
	ア 処理施設の概要	12
	イ 関連施設の概要	13
	ウ 廃食用油の処理	13

エ 剪定枝等の処理	1 4
オ 焼却残渣の資源化（佐賀市清掃工場分）	1 4
(4) 中継基地	1 4
(5) 最終処分計画	1 5

## 【生活排水処理実施計画】

1 一般廃棄物（し尿）処理について	1 6
2 一般廃棄物発生量の見込み	1 6
3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態	1 7
(1) 処理主体	1 7
(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）	1 7
(3) 自家処分	1 8
4 処理計画	1 8
(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出抑制	1 8
(2) 収集・運搬計画	1 8
ア 収集・運搬	1 8
イ 一般廃棄物（し尿）処理業許可業者の状況	1 9
(3) 中間処理計画	1 9
ア 処理施設の概要	1 9
イ 関連施設の概要	2 0
(4) 最終処分計画	2 0
別表 1 し尿収集運搬許可業者地区割り表	2 1
別表 2 浄化槽汚泥収集運搬許可業者地区割り表	2 2

## 【ごみ処理実施計画】

### 1 一般廃棄物（ごみ）処理について

平成17年10月1日と平成19年10月1日に、市町村合併を行ったが、ごみ処理方法（指定袋の料金、地域区分、ごみの区分、ごみの収集日、ごみの直接搬入等）については、当面、旧市町村の方法を新市に引き継ぎ、ごみ処理施設の統廃合に併せて統一することとした。

ごみ処理施設の統廃合については、統合先となる佐賀市清掃工場の地元自治会と協議を重ねながら、以下のとおり順次実施していった。

時期	内容
平成22年4月1日	天山地区共同塵芥処理場の閉鎖に伴い、久保田町の区域から排出されるごみを佐賀市清掃工場で処理
平成25年4月1日	クリーンセンター大和及び富士クリーンセンターの廃止に伴い、大和町及び富士町の区域から排出されるごみを佐賀市清掃工場で処理
平成26年4月1日	川副・東与賀清掃センターの廃止に伴い、川副町及び東与賀町の区域から排出されるごみを佐賀市清掃工場で処理

なお、諸富町及び三瀬地区の区域から排出されるごみは、引き続き、脊振広域クリーンセンターで処理することとしており、これにより、平成26年4月1日からは、佐賀市のごみを処理する施設は、主に、佐賀市清掃工場、脊振広域クリーンセンターの2つの施設となる。

また、直接搬入ごみの受入については、ごみ排出時の利便性向上を図るため、平成25年10月1日から、諸富町の区域から排出されるごみは佐賀市清掃工場でも受け入れることとし、大和町及び富士町の区域から排出される家庭ごみは、脊振広域クリーンセンターでも受け入れることとしている。

更には、平成26年4月1日からは、廃止する川副・東与賀清掃センターを佐賀市清掃工場の中継所（佐賀市清掃工場南部中継所）と位置付け、佐賀市清掃工場とともに、佐賀市全域のごみを受け入れることとしている。

これにより、平成26年4月1日からの、佐賀市の直接搬入ごみの受入施設と搬入可能な地区は、以下のとおりとなる。

施設名	搬入可能な地区
佐賀市清掃工場及び佐賀市清掃工場南部中継所	佐賀市全域 （ただし、佐賀市清掃工場南部中継所は、事業系ごみの搬入に規制あり。）
脊振広域クリーンセンター	諸富町、三瀬地区、大和町、富士町 （ただし、大和町、富士町は家庭ごみに限る。）

## 2 一般廃棄物の排出状況

### (1) 計画区域の状況

(平成27年度は9月30日現在、平成28年度は9月30日の推計)

区 分		区 域	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )
計画 区域	平成27年度実績	佐賀地区	163,103	70,887	103.76
		諸富町	10,952	4,092	12.02
		大和町	22,576	8,624	55.42
		富士町	3,977	1,507	143.25
		三瀬地区	1,357	496	40.70
		川副町	16,841	5,938	46.49
		東与賀町	8,503	2,845	15.39
		久保田町	8,157	2,847	14.39
		計	235,466	97,236	431.42
	平成28年度計画	佐賀地区	162,502	71,747	103.76
		諸富町	10,864	4,136	12.02
		大和町	22,652	8,764	55.42
		富士町	3,983	1,516	143.25
		三瀬地区	1,342	497	40.70
		川副町	16,891	5,971	46.49
		東与賀町	8,607	2,844	15.39
		久保田町	8,297	2,839	14.39
		計	235,138	98,314	431.42

### (2) 一般廃棄物の区分

(市又は一部事務組合の処理施設で処理できるもの)

#### ア 佐賀市清掃工場

区 分	内 容
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される生ごみ、木くず、廃プラスチック及び再生不可能な紙くず並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される金属類、陶磁器、ガラス製品及び小型電化製品並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出されるビン・缶類、紙・布類及びペットボトル</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
蛍光管・体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される蛍光管及び水銀体温計</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出されるもので市が指定する指定袋に入らない大きさの大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>

動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬、猫及びこれらに類する小動物の死体。ただし、畜産業から排出される死体（産業廃棄物）を除く。</li> </ul>
-------	--

イ 脊振広域クリーンセンター

区 分	内 容
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される生ごみ、木くず、廃プラスチック及び再生不可能な紙くず並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される金属類、陶磁器及びガラス製品並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出されるビン、缶、紙パック、トレイ、ペットボトル、新聞広告、雑誌及びダンボール</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出される蛍光管・電球、乾電池等及び水銀体温計</li> <li>事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭から排出されるもので市が指定する指定袋に入らない大きさの大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>本市が所有権を有する机、椅子及びこれらと質的に同等なもので、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬、猫及びこれらに類する小動物の死体。ただし、畜産業から排出される死体（産業廃棄物）を除く。</li> </ul>

(3) 一般廃棄物の区分

(市又は一部事務組合の処理施設で処分できないもの)

市又は一部事務組合の処理施設で処分できない処理困難物及び産業廃棄物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらう。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。

特別管理一般廃棄物については、品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

また、排出禁止物については、資源有効利用促進法やメーカー等で指定された再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

ア 佐賀市清掃工場

区 分	内 容		
処理困難物	<table border="1"> <tr> <td>有害性のあるもの 危険性のあるもの 著しく悪臭を発するもの</td> <td>ガスボンベ類、石油類、火薬類、農薬、塗料、バッテリー、ニカド・ボタン型電池、工業薬品等</td> </tr> </table>	有害性のあるもの 危険性のあるもの 著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類、石油類、火薬類、農薬、塗料、バッテリー、ニカド・ボタン型電池、工業薬品等
有害性のあるもの 危険性のあるもの 著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類、石油類、火薬類、農薬、塗料、バッテリー、ニカド・ボタン型電池、工業薬品等		

	その他の適正処理が困難なもの	タイヤ、自動車、消火器、薬品類、建築廃材、塩化ビニール製品、木の根、土砂類等
排出禁止物	一般廃棄物のうち、再生資源の利用促進を図るため、再生利用の必要が認められるもの	パーソナルコンピュータ
特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの	
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの。ただし、市長が搬入を認めるものを除く。	

イ 脊振広域クリーンセンター

区 分	内 容	
処理困難物	有害性のあるもの 危険性のあるもの 著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類、石油類、火薬類、農薬、塗料、バッテリー、工業薬品等
	その他の適正処理が困難なもの	タイヤ、自動車、消火器、薬品類、建築廃材、健康器具類、土砂類等
排出禁止物	一般廃棄物のうち、再生資源の有効利用・利用促進を図るため、再生利用の必要が認められるもの	パーソナルコンピュータ
特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの	
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの	

(4) 一般廃棄物発生量の見込み

ア 佐賀市（諸富町、三瀬地区を除く）

（単位：トン）

区 分		平成28年度計画量	搬入施設
燃えるごみ	家庭系ごみ	41,544	佐賀市清掃工場 (ただし、資源物(ビン・缶)は一部(株)佐賀資源化センターへ、また、大和町及び富士町の家庭系ごみの一部は脊振広域クリーンセンター搬入分あり)
	事業系ごみ	33,125	
燃えないごみ	家庭系ごみ	2,261	
	事業系ごみ	42	
資源物	家庭系ごみ	5,761	
	事業系ごみ	252	
蛍光管・体温計	家庭系ごみ	10	
粗大ごみ	家庭系ごみ	1,498	
	事業系ごみ	587	
計	家庭系ごみ	51,074	
	事業系ごみ	34,006	
	合 計	85,080	

イ 諸富町及び三瀬地区

(単位：トン)

区 分		平成28年度計画量	搬入施設
燃えるごみ	家庭系ごみ	2,088	脊振広域クリーンセンター（直接搬入分の一部及び事業系ごみの許可業者搬入分の一部は佐賀市清掃工場へ搬入）
	事業系ごみ	194	
燃えないごみ	家庭系ごみ	150	
	事業系ごみ	1	
資源物	家庭系ごみ	84	
	事業系ごみ	1	
有害ごみ	家庭系ごみ	3	
	事業系ごみ	0	
粗大ごみ	家庭系ごみ	34	
	事業系ごみ	3	
計	家庭系ごみ	2,359	
	事業系ごみ	199	
	合 計	2,558	

3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態

(1) 処理主体

ア 佐賀地区及び久保田町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	佐賀市、委託	佐賀市、委託	佐賀市
事業系ごみ	事業主 (許可業者)	佐賀市、委託	佐賀市

イ 諸富町、三瀬地区

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	組合委託	組合、委託	組合、委託
事業系ごみ	事業主 (許可業者)	組合、委託	組合、委託

ウ 大和町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	委託	佐賀市、委託	佐賀市
事業系ごみ	事業主 (許可業者)	佐賀市、委託	佐賀市

(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）

ア 佐賀市（諸富町、三瀬地区を除く）

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
燃えるごみ	直営	直営	焼却後、資源化又は埋立て
燃えないごみ	委託	直営	選別後、破砕・埋立て又は資源化



資源物	直営、委託	直営	選別後、資源化又は焼却埋立て
蛍光管・体温計	委託	委託	ジェイ・リライツ株式会社（北九州市）で処理
粗大ごみ	直営	直営	破碎後、焼却・埋立て又は資源化

イ 諸富町及び三瀬地区

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
燃えるごみ	組合直営	組合直営、組合委託	焼却後、資源化又は埋立て
燃えないごみ	組合直営、組合委託	組合直営、組合委託	選別後、破碎・埋立て又は資源化
資源物	組合直営、組合委託	組合直営、組合委託	選別後、資源化又は焼却・埋立て
有害ごみ	組合直営、組合委託	組合直営、組合委託	選別後、破碎・埋立て。乾電池は、JFE条鋼株式会社（岡山県倉敷市）、蛍光管は、ジェイ・リライツ株式会社（北九州市）で処理
粗大ごみ	組合直営、組合委託	組合直営、組合委託	破碎後、焼却・埋立て又は資源化

4 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るために市民、事業者及び行政が以下の方策に取り組む。

《市民》

- 1 ごみの分別収集や有料指定袋制度等の本市が取り組むごみの減量化や資源化の推進に向けた施策に協力する。
- 2 製品購入の際は計画的購入を実践し、過剰購入や使い捨て製品の購入を控える。
- 3 詰め替え製品や簡易包装等のごみの排出量を抑える製品の選択を行う。
- 4 長期耐久性製品の選択により、ごみ排出回数の減少に努める。
- 5 生ごみコンポスト容器を利用し自家処理する等、ごみの減量に努める。
- 6 ごみとなるものの再利用、再使用等に努める。
- 7 中古品・再生品及び環境配慮型製品の購入に努める。
- 8 資源物の集団回収やスーパー等での食品トレイ回収等に積極的に参加し、ごみの減量に努める。
- 9 本市が行う『廃食用油リサイクル事業』及び『剪定枝リサイクル事業』に積極的に参加し、有効利用を図る。

《事業者》

- 1 ごみの分別を徹底し、ごみの減量及び資源の有効利用を図るとともに、

使用するごみ袋は透明又は半透明のものを使う。

- 2 使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や見直し等、ごみの減量に努める。
- 3 コピー用紙等は、両面を使用したりメモ用紙に使用する等、有効利用を図る。
- 4 生ごみ処理機等の利用を図り、ごみの減量に努める。
- 5 事業所から排出されるごみに関して、ごみ減量に関するマニュアル又はごみ減量化計画書の作成、環境 ISO やエコアクション 2.1 の取得などを積極的に実践する。
- 6 製造、販売等の事業から生じるごみの再生利用及び再利用に努める。
- 7 ごみが出ない、又は少量のごみしか発生しない商品の製造及び販売に努める。
- 8 中古品・再生品及び環境配慮型製品の購入に努める。
- 9 シュレッダー紙等難古紙の資源化に努める。
- 10 ごみ減量に取り組む事業者に、取組内容を宣言してもらう「佐賀市 3 R 推進パートナー」に登録し、事業所内のごみ減量の周知徹底を図る。
- 11 飲食店、結婚式場などでの食べ残し削減のため、3010 運動をはじめとした「佐賀市もったいないプロジェクト」を推進する。

#### 《行政》

- 1 ごみの分別収集の更なる徹底及び指定袋制度の円滑な運用を図る。
- 2 ごみに対する意識の高揚を図るため、市民全般に対する広報紙のごみ特集号、事業者向けパンフレット、ごみ減量ハンドブック、環境教育の一環とした小学 4 年生向け副読本等の作成配布等、積極的に広報・啓発活動を行う。
- 3 一般家庭に対する生ごみ堆肥化容器購入補助を行い、ごみの減量を図る。
- 4 ごみステーションの維持管理活動や資源物回収団体の活動を積極的に呼びかけ、ごみの分別や資源の有効利用を促進する。
- 5 エコプラザでのごみの排出抑制啓発、再生品の活用、環境教育等のごみ減量化事業及びごみ処理料金の適正化を図り、ごみの排出抑制を推進する。
- 6 家電リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な実施のため、住民と小売業者への啓発を実施する。
- 7 不法投棄の定期的なパトロール及び取締り強化を実施する。
- 8 ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者及び市民の活動内容等を広報する。
- 9 多量排出事業者に対して事業所訪問によるごみ減量に関する情報提供や具体的手法の提案又、ごみ減量化研修会への参加・ごみ減量化計画書の提出を求める。
- 10 市民及び事業所に対し、買い物袋持参運動、使い捨て製品・過剰包装の

自粛や見直しの普及啓発に努め、ごみの発生抑制を推進する。

11 中古品・再生品及び環境配慮型製品の使用、グリーン購入の実施、また、再生品・環境配慮型製品の取扱店の公表等を実施し、普及啓発に努める。

12 循環型社会の確立に向けて、佐賀市リサイクル工場での有効資源の回収から再生品の利用・普及のための施策を積極的に実施する。

13 多量排出事業者等へ食品リサイクルに関する情報提供や廃棄物処理業者等と食品リサイクルに関する勉強会を開催する。

また、事業系生ごみについて、市内廃棄物処理業者を対象に再生利用の実証試験を行う事業者を公募し、食品リサイクルの可能性を調査・研究する。

#### イ 再資源化の方法及び量

資源物、燃えないごみ及び粗大ごみの中から資源化できる紙類や金属類などを選別し、資源化を図るとともに、熔融スラグ、廃食用油、剪定枝や草木類の資源化を推進する。

(ア) 佐賀市（諸富町、三瀬地区を除く）

（単位：トン）

区 分	方 法	平成28年度計画量
新聞・チラシ	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	1, 542
雑誌・包装紙・その他紙類		1, 096
ダンボール		556
布類		369
牛乳パック		8
金属類		880
缶類		513
ビン類	選別・保管後、指定法人等に引き渡す。	1, 623
ペットボトル		485
焼却灰	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	4, 524
廃食用油	ごみ収集車・市営バスの燃料に利用する。	64
剪定枝	チップを市民へ無償で提供する。	6
計		11, 666

(イ) 諸富町及び三瀬地区

（単位：トン）

区 分	方 法	平成28年度計画量
紙類	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	81
金属類		41
ガラス類	選別・保管後、指定法人等に引き渡す。	61
ペットボトル		18
熔融スラグ	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	435
その他		75

廃食用油	ごみ収集車の燃料・市営バスに利用する。	5
計		716

ウ 資源物回収団体奨励

平成8年度から回収量に応じた奨励金交付制度を実施している。

紙袋による雑紙回収を開始するなど更なる資源物集団回収の推進を考慮して、平成28年度計画量は2,000トンを目標とする。

エ 佐賀市廃食用油回収事業

一般家庭や事業所から排出される廃食用油を回収し、ディーゼル燃料の代替燃料として再生する事業を実施する。平成28年度の計画量は、140,000リットルを目標とする。

オ 小型家電リサイクルの推進

レアメタル等含有量が多い小型家電から有用金属を取り出し再生利用することは、資源の確保と天然資源の消費の抑制に資するため、市の施設に持ち込まれた燃えないごみの中から小型家電を回収し、有用金属の再資源化を推進する。

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬量（各ごみ処理施設への直接搬入量は含まない。）

(ア) 佐賀市（諸富町、三瀬地区を除く）（単位：トン）

区 分	収集方法	平成28年度計画量
家庭系ごみ	直 営	18,258
	委 託	29,158
事業系ごみ	許 可 業 者	28,882
計		76,298

(イ) 諸富町及び三瀬地区（単位：トン）

区 分	収集方法	平成28年度計画量
家庭系ごみ	組 合 委 託	2,426
事業系ごみ	許可業者	150
計		2,576

イ 家庭系ごみ

(ア) 佐賀市（諸富町、三瀬地区を除く）

区 分	収 集 方 法				備 考
	主体	方式	形態	回数	
燃えるごみ	佐賀市 (直営・ 委託)	ステーション	定期	週2回	指定袋制
燃えないごみ	佐賀市 (委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制

資源物 (ビン・缶) (ペットボトル)	佐賀市 (直営・委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制
資源物 (紙・布類)	佐賀市 (直営・委託)	ステーション	定期	月2回	-
蛍光灯・体温計	佐賀市 (委託)	ステーション	定期	月2回	-
粗大ごみ	佐賀市 (委託)	戸別	定期 (委託)	月1回	ステッカー
			臨時 (委託)	随時	-

(イ) 諸富町及び三瀬地区

区 分	収 集 方 法				備 考
	主体	方式	形態	回数	
燃えるごみ	組合 (委託)	ステーション	定期	週2回	指定袋制
燃えないごみ	組合 (委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制
資源物 (ビン、缶)	組合 (委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制
資源物 (トレイ、ペットボトル)	組合 (委託)	ステーション	定期	月1回	指定袋制
資源物 (紙パック、新聞・広告、雑誌、ダンボール)	組合 (委託)	ステーション	定期	月1回	-
有害ごみ	組合 (委託)	ステーション	定期	月2回	-
粗大ごみ	組合 (委託)	戸別	定期	月1回	ステッカー
			臨時	随時	-

ウ 動物の死体

佐賀市全域

区 分	収 集 方 法				備 考
	主体	方式	形態	回数	
動物の死体	市民	-	自己搬入	-	-

エ 事業系ごみ

佐賀市全域

区 分	収 集 方 法				備 考
	主体	方式	形態	回数	

事業系ごみ	事業主 (許可業者)	—	自己搬入	—	—
-------	---------------	---	------	---	---

オ 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者の状況

平成26年度、直営収集は車両台数16台、市施設への搬入は18,737トンであったのに対し、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者（47業者）の許可車両は222台、市施設等への搬入量は23,156トンであった。

なお、直営収集車両1台当たりの収集運搬可能量は、2.85トン/回、許可業者車両1台当たりの収集運搬可能量は、2.54トン/回であり、一般廃棄物収集運搬許可業者の能力は、収集体制等を考慮しても、以下のとおり、明らかに過剰な状態となっている。

区分	収集対象	保有車両 (台)	収集量 (トン)	収集量 (トン/ 台・年)	収集量 (トン/ 台・日)
直営	家庭系ごみ	16	18,737	1,171	4.11
許可業者	事業系ごみ	222	23,156	104	0.37

※ 稼働日は285日として算出

カ 既存の許可業者への対応

現在、本市の許可業者は、市内約2,000事業所（平成28年3月末日時点における許可業者の申告による）からのごみを市の施設等に搬入している。

これら業者間の搬入実績や収集・運搬を行う顧客（契約事業所）数には格差が大きく、許可業者の中には許可取得の必要性が疑問視される許可業者も存在する。

したがって、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者に対し、市の施設への搬入量が少量で、かつ、搬入回数が少ない業者等については、許可内容（車両数等）を搬入量に応じた能力に見直す等、適正な収集及び運搬の実施がなされるよう指導を行う。

また、佐賀市清掃工場では、搬入ごみのダンピング検査の強化（時間帯、曜日の検討）を実施し、区域外ごみの搬入防止の徹底を図る。

キ 一般廃棄物収集運搬業の許可について

新規での許可、いわゆる新規参入者への許可は、事業系一般廃棄物の収集及び運搬が、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものであり、現状で、新規の許可を与えることは、業者間の更なる過当競争を招き、廃棄物の不適切な搬入（分別の不徹底等）を引き起こす等、本計画に定める処理に支障をきたす可能性が高いことから、今後も引き続き見合わせる。

ク 許可車両の増車について

市内の事業所から排出されるごみの量は、既存の許可業者が現在所有する能

力（車両保有台数等）にて十分対応できるものであり、原則、増車は認めない。  
ただし、特段の事情等ある場合は、そのときの状況で判断する。

ケ 在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い一般家庭からも点滴パックや注射器等の在宅医療廃棄物の排出量が増加しており、これらの在宅医療廃棄物の処理には、患者のプライバシーを配慮した安全な回収と処理の確保が必要となっている。このことから、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、佐賀市医師会や薬剤師会等の医療機関等と安全で効率的な収集や処理方法の検討を行う。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

(ア) 市の処理施設

a 名称 佐賀市清掃工場

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）

燃焼方式 全連続ストーカ式焼却

処理能力

・ごみ処理施設 300トン/日（100トン/24h×3系列）

・灰溶融設備 23トン（23トン/24h×1系列）

破砕機能力 7トン/日（投入箱・・・幅1.6m、高さ1.0m、長さ3.2m）

処理計画量 73, 487トン

灰溶融設備 プラズマ式灰溶融炉

23トン/日（23トン/24h×1系列）

b 名称 佐賀市リサイクル工場内不燃ごみ選別ライン、不燃性粗大ごみ破砕機及び不燃金属圧縮機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 燃えないごみ及び粗大ごみ（燃えないもの）でスチール系粗大ごみでないもの

処理能力 13トン/日

処理計画量 2, 203トン

c 名称 佐賀市リサイクル工場内粗大金属圧縮機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 粗大ごみ（燃えないもの）でスチール系粗大ごみ

処理能力 1.2トン/日

処理計画量 97トン

d 名称 佐賀市リサイクル工場内ペットボトル減容梱包機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 ペットボトル

処理内容 選別、圧縮減容及び梱包、保管

処理能力 2トン/日

処理計画量 479トン

- e 名称 佐賀市リサイクル工場内資源物ストックヤード  
佐賀市リサイクル工場内紙類梱包機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地

処理品目 紙・布類

処理内容 選別、保管及び梱包

処理計画量 3,387トン

- f 名称 佐賀市リサイクル工場内廃食用油再生プラント

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地

処理品目 廃食用油

処理能力 1,600リットル/日

処理計画量 130,000リットル

(イ) 一部事務組合の処理施設

- a 名称 脊振広域クリーンセンター内ごみ焼却処理施設

所在地 神崎市脊振町鹿路3362番地1

処理品目 燃えるごみ及び粗大ごみ(燃えるもの)

燃焼方式 全連続ストーカ式焼却

処理能力 111トン/日(55.5トン/24h×2炉)

灰溶解設備 焼却炉直結溶解方式

18.9トン/日(9.45トン/24h×2炉)

- b 名称 脊振広域クリーンセンター内粗大ごみ処理施設

所在地 神崎市脊振町鹿路3362番地1

処理品目 鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物

処理方式 衝撃せん断回転式、二軸せん断式

処理能力 25トン/日

イ 関連施設の概要

名称 株式会社佐賀資源化センター(第3セクター方式による法人)

所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五2724番地1

処理品目 ビン・缶類

処理内容 選別、圧縮減容、保管

処理能力 20トン/5h

処理計画量 2,331トン

ウ 廃食用油の処理

佐賀市全域の、主に一般家庭等から排出される廃食用油について回収を行い、廃食用油再生プラントにおいて、軽油の代替燃料となるバイオディーゼル燃料の代替燃料として再生する事業を実施する。



スーパー等の小売店舗及び市の公共施設等に廃食用油回収ボックスを設置し、拠点回収を行うとともに、市立小中学校の学校給食から排出される廃食用油についても回収を行う。

また、事業者から排出される廃食用油についても回収等受け入れを行う。

#### エ 剪定枝等の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による、野外焼却の禁止に伴い、剪定枝や草木等の資源化を推進し、残ったものは市の施設で焼却する。

なお、これらを資源化する施設については、佐賀市清掃工場、佐賀市清掃工場南部中継所におけるチップ化施設と併せて民間事業者の活用を検討する。

そこで、佐賀市が焼却処分している事業系を主体とした一時的に多量に排出される剪定枝や草木等の処分に限り、その主旨が環境基本計画に沿ったものであり、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4（一般廃棄物処分業の許可の基準）に適合するものについては、一般廃棄物処分業の許可をすることとする。

#### (ア) 民間の施設

- a 名 称 株式会社西村土木建設  
所在地 佐賀市川副町大字南里1493番地  
処理品目 一般廃棄物（草、木くず）  
処理方法 破砕  
処理能力 4.31トン/日
- b 名 称 佐賀衛研株式会社  
所在地 佐賀市鍋島町大字八戸溝1391番地1  
処理品目 一般廃棄物（木くず）  
処理方法 破砕  
処理能力 38.4トン/日

#### オ 焼却残渣の資源化（佐賀市清掃工場分）

燃えるごみの焼却残渣は、熔融処理し、熔融スラグやメタルとして資源化していたが、灰熔融設備は平成27年9月末に休止し、セメントの原料として資源化することとした。これにより、最終処分場の埋立量を大きく削減する。

#### (4) 中継基地

- ア 名称 佐賀市清掃工場南部中継所
- イ 所在地 佐賀市川副町大字犬井道5727番地
- ウ 機能 主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。また、許可業者による搬入は認めず、多量の事業系ごみの搬入を規制する。

#### (5) 最終処分計画

##### ア 最終処分場の概要

##### (ア) 市の処理施設

a 名 称 佐賀市一般廃棄物最終処分場  
所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内  
埋立開始 昭和56年10月  
埋立地面積 146,400平方メートル(第1工区～第3工区)  
全埋立容量 450,900立方メートル(第1工区～第3工区)  
埋立方法 セル方式  
浸出水処理能力 200立方メートル/日  
浸出水処理方式 沈砂池+流入調整槽+生物処理+物理処理+消毒  
埋立計画(平成26年3月31日現在)  
全埋立容量 450,900立方メートル  
埋立処分量 329,121立方メートル  
残余容量 121,779立方メートル  
年間埋立処分量(覆土を含む。) 3,995トン(焼却残渣不燃等)  
年間埋立容量(覆土を含む。) 3,685立方メートル

(イ) 一部事務組合の処理施設

名 称 脊振広域クリーンセンター内埋立処分地施設  
所在地 神埼市脊振町鹿路3362番地1  
埋立開始 平成9年1月  
埋立地面積 11,000平方メートル  
全埋立容量 100,000立方メートル  
埋立方法 セル方式  
浸出水処理能力 60立方メートル/日  
浸出水処理方式 生物処理、脱窒処理、擬集沈殿、砂ろ過、キレート吸着、  
活性炭吸着、塩素減菌  
埋立計画(平成26年3月31日現在)  
全埋立容量 100,000立方メートル  
埋立処分量 26,865立方メートル  
残余容量 73,135立方メートル  
年間埋立処分量(覆土を含む。) 0トン  
年間埋立容量(覆土を含む。) 0立方メートル  
年間掘起量 1,624トン  
年間掘起容量 1,299立方メートル

※平成20年以前埋立分を掘起し、灰溶融施設へ投入する。

## 【生活排水処理実施計画】

### 1 一般廃棄物（し尿）処理について

平成17年10月1日と平成19年10月1日に、市町村合併を行ったが、し尿及び浄化槽汚泥の処理方法（収集運搬区域、処理等）については、旧市町村の方法を新市に引き継いでいる。

本市の区域において排出される一般廃棄物の処理は、次の表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれの処理施設において行う。

区 域	処 理 施 設
佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町	佐賀市衛生センター ※脱水汚泥は委託処理施設
大和町、久保田町	クリーンセンター天山 (以下「天山」という。) ※脱水汚泥は委託処理施設
三瀬地区	三神地区汚泥再生処理センター (以下「三神」という。)

### 2 一般廃棄物発生量の見込み

#### ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	平成28年計画量	搬 入 施 設
し 尿	20,750 kℓ	佐賀市衛生センター
浄化槽汚泥	16,850 kℓ	
農集排汚泥	750 kℓ	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	40 t	委託処理施設

#### イ 大和町及び久保田町

区 分	平成28年計画量	搬 入 施 設
し 尿	6,150 kℓ	クリーンセンター天山
浄化槽汚泥	7,400 kℓ	
農集排汚泥	450 kℓ	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	90 t	委託処理施設

#### ウ 三瀬地区

区 分	平成28年計画量	搬 入 施 設
し 尿	500 kℓ	三神地区汚泥再処理センター

浄化槽汚泥	1,450 k $\theta$	
-------	------------------	--

3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態

(1) 処理主体

ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（委託・許可）	市	市
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	市	市
農集排汚泥	市（委託）	市	市
農集排汚泥 （脱水汚泥）	市（委託）	市（委託）	市（委託）

イ 大和町及び久保田町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（許可）	天山	天山
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	天山	天山
農集排汚泥	市（委託）	天山	天山
農集排汚泥 （脱水汚泥）	市（委託）	市（委託）	市（委託）

ウ 三瀬地区

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（許可）	三神	三神
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	三神	三神

(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）

ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	直営	直営	焼却後、埋立て
浄化槽汚泥	直営	直営	
農集排汚泥	直営	直営	
農集排汚泥 （脱水汚泥）	委託	委託	委託処理施設で堆肥化

イ 大和町及び久保田町

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	天山直営	天山直営	焼却後、堆肥化
浄化槽汚泥	天山直営	天山直営	
農集排汚泥	天山直営	天山直営	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	委託	委託	委託処理施設で堆肥化

ウ 三瀬地区

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	三神直営	三神直営	脱水汚泥は堆肥化 し渣は委託処理施設で処理
浄化槽汚泥	三神直営	三神直営	

(3) 自家処分

し尿については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の規定に基づき、生活環境の保全上支障のない方法でなければ、自家処分をしてはならない。

4 処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出抑制

し尿及び浄化槽汚泥の排出を公共下水道等の整備により抑制する。

(2) 収集・運搬計画

自ら処分しないし尿等については、一般廃棄物（し尿）処理計画に従い当該し尿等を適正に処理できるように協力しなければならない。

し尿等の収集運搬方法、収集地区割は、原則として現行どおりとする。

ア 収集・運搬

(ア) 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	
し 尿	市（委託・許可）	原則として月1回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年1回以上	戸別
農集排汚泥	市（委託）	随時	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	市（委託）	随時	

(イ) 大和町及び久保田町

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	

し尿	市（許可）	原則として月1回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年1回以上	戸別
農集排汚泥	市（委託）	随時	
農集排汚泥 （脱水汚泥）	市（委託）	随時	

(ウ) 三瀬地区

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	
し尿	市（許可）	原則として月1回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年1回以上	戸別

備考 し尿の収集区域は別表1、

浄化槽汚泥等の収集区域は別表2のとおりとする。

イ 一般廃棄物（し尿）処理業許可業者の状況

区 分	許可業者数	許可台数
し尿	9者	60台 (バキューム車、清掃車等)
浄化槽汚泥	8者	

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

(ア) 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

名 称 佐賀市衛生センター  
 所在地 佐賀市巨勢町大字牛島528番地  
 処理能力 260キロリットル/日  
 (し尿175キロリットル/日、  
 浄化槽汚泥85キロリットル/日)

処理方法 高負荷脱窒素処理

放流先 公共下水道

(イ) 大和町及び久保田町

名 称 クリーンセンター天山  
 所在地 小城市牛津町勝861番地  
 処理能力 180キロリットル/日  
 (し尿169.4キロリットル/日、  
 浄化槽汚泥10.6キロリットル/日)

処理方法 標準脱窒素処理方式及び高度処理

放流先 牛津川

(ウ) 三瀬地区

名 称 三神地区汚泥再生処理センター  
 所在地 神崎市千代田町柳島1290番地  
 処理能力 184キロリットル/日  
 (し尿94キロリットル/日、  
 浄化槽汚泥90キロリットル/日)  
 処理方法 膜分離高負荷脱窒素処理及び高度処理  
 放流先 鯉江川

#### イ 関連施設の概要

##### (ア) 富士地区

名 称 富士町し尿・浄化槽中継槽  
 所在地 佐賀市富士町大字上熊川2064番地3地先  
 貯留量 60立方メートル、50立方メートル

##### (イ) 三瀬地区

名 称 三瀬村し尿・浄化槽中継槽  
 所在地 佐賀市三瀬村杠2965番地  
 貯留量 100立方メートル、60立方メートル

#### (4) 最終処分計画

##### 最終処分場の概要

##### (ア) 佐賀地区、諸富地区、富士地区、川副地区及び東与賀地区

名 称 佐賀市一般廃棄物最終処分場  
 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内  
 埋立地面積 146,400平方メートル  
 全埋立容量 450,900立方メートル  
 残余容量 121,779立方メートル  
 浸出水処理能力 200立方メートル/日  
 浸出水処理方法 沈砂地+流入調整槽+生物処理+物理処理+消毒

## し尿収集運搬許可業者地区割り表

市…佐賀市衛生センター (26-7302) 委託先：昭和メンテナンス (30-7288)

佐…株式会社 佐賀衛生社 (23-7848)

昭…株式会社 昭和メンテナンス (30-7288)

朝…有限会社 朝日産業 (23-5594)

神…神代 利勝 (33-3939)

蓮…有限会社 蓮池衛研工業 (44-4111)

ヤ…ヤマトカンキョウ 株式会社 (62-0059)

天…有限会社 天山環境開発工業 (66-1356)

南…株式会社 南部環境衛生センター (45-0536)

ア	愛敬町…佐 赤松町…昭 朝日町…朝 伊勢町…佐 今宿町…神 駅前中央一丁目～三丁目…昭 駅南本町…佐 大財一丁目～六丁目…佐 大財北町…佐 鬼丸町…昭 卸本町…佐
カ	開成一丁目～六丁目…佐 嘉瀬町…佐 神園一丁目～三丁目…昭 神園四丁目～六丁目…佐 川副町…南 川原町…佐 北川副町…朝 木原一丁目～三丁目…朝 金立町大字金立、大字薬師丸…昭 金立町大字千布のうち金立団地…昭 金立町大字千布のうち金立団地以外…佐 久保泉町大字川久保、大字上和泉…佐 久保泉町大字下和泉…神 久保田町…天 神野西一丁目～四丁目…昭 神野東一丁目～四丁目…昭 巨勢町…佐 呉服元町…佐 紺屋町…朝
サ	材木一丁目…昭 材木二丁目…朝 栄町…昭 道祖元町…佐 下田町…佐 昭栄町…昭 城内一丁目、二丁目…昭 白山一丁目、二丁目…佐 新栄西一丁目、二丁目…佐 新栄東一丁目～四丁目…佐 新郷本町…朝 新生町…佐 新中町…佐 末広一丁目、二丁目…佐 成章町…佐
タ	高木町…昭 高木瀬町…昭 高木瀬団地…昭 高木瀬西一丁目～六丁目…昭 高木瀬東一丁目～六丁目…昭 田代一丁目、二丁目…朝 多布施一丁目、二丁目、四丁目…昭 多布施三丁目…朝 中央本町…佐 天神一丁目…佐 天神二丁目、三丁目…昭 天祐一丁目、二丁目…佐 天祐団地…佐 唐人一丁目、二丁目…佐
ナ	中折町…佐 長瀬町…昭 中の小路…佐 中の館町…昭 鍋島町…佐 鍋島一丁目～六丁目…佐 西魚町…佐 西田代町…佐 西田代一丁目、二丁目…佐 西与賀町…佐
ハ	蓮池町…市 八幡小路…佐 八丁畷町…昭 東佐賀町…昭 東与賀町…南 光一丁目～三丁目…佐 日の出一丁目、二丁目…昭 兵庫町…佐 兵庫北一丁目～七丁目…佐 兵庫南一丁目～四丁目…佐 富士町…天 堀川町…佐 本庄町大字鹿子…佐 本庄町大字末次、大字袋…昭 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以西…佐 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以东…昭
マ	松原一丁目～三丁目…佐 松原四丁目…昭 水ヶ江一丁目、三丁目、五丁目…佐 水ヶ江二丁目、四丁目、六丁目…朝 三瀬地区…天 緑小路…佐 南佐賀一丁目～三丁目…朝 諸富町…蓮
ヤ	八戸一丁目…昭 八戸二丁目…佐 八戸溝一丁目～三丁目…佐 柳町…昭 大和町…ヤ 与賀町…昭
ラ	六座町…佐
ワ	若楠一丁目～三丁目…昭 若宮一丁目、二丁目…朝 若宮三丁目…昭



## 浄化槽汚泥収集運搬許可業者地区割り表

佐…株式会社 佐賀衛生社 (23-7848)  
 昭…株式会社 昭和メンテナンス (30-7288)  
 朝…有限会社 朝日産業 (23-5594)  
 蓮…有限会社 蓮池衛研工業 (44-4111)  
 ヤ…ヤマトカンキョウ 株式会社 (62-0059)  
 天…有限会社 天山環境開発工業 (66-1356)  
 南…株式会社 南部環境衛生センター (45-0536)

ア	愛敬町…佐 赤松町…昭 朝日町…朝 伊勢町…佐 今宿町…朝 駅前中央一丁目～三丁目…昭 駅南本町…佐 大財一丁目～六丁目…佐 大財北町…佐 鬼丸町…昭 卸本町…佐
カ	開成一丁目～六丁目…佐 嘉瀬町…佐 神園一丁目～三丁目…昭 神園四丁目～六丁目…佐 川副町…南 川原町…佐 北川副町…朝 木原一丁目～三丁目…朝 金立町大字金立、薬師丸…昭 金立町大字千布のうち金立団地…昭 金立町大字千布のうち金立団地以外…佐 久保泉町…佐 久保田町…天 神野西一丁目～四丁目…昭 神野東一丁目～四丁目…昭 巨勢町…佐 呉服元町…佐 紺屋町…朝
サ	材木一丁目…昭 材木二丁目…朝 栄町…昭 道祖元町…佐 下田町…佐 昭栄町…昭 城内一丁目、二丁目…昭 白山一丁目、二丁目…佐 新栄西一丁目、二丁目…佐 新栄東一丁目～四丁目…佐 新郷本町…朝 新生町…佐 新中町…佐 末広一丁目、二丁目…佐 成章町…佐
タ	高木町…昭 高木瀬町…昭 高木瀬団地…昭 高木瀬西一丁目～六丁目…昭 高木瀬東一丁目～六丁目…昭 田代一丁目、二丁目…朝 多布施一丁目、二丁目、四丁目…昭 多布施三丁目…朝 中央本町…佐 天神一丁目…佐 天神二丁目、三丁目…昭 天祐一丁目、二丁目…佐 天祐団地…佐 唐人一丁目、二丁目…佐
ナ	中折町…佐 長瀬町…昭 中の小路…佐 中の館町…昭 鍋島町…佐 鍋島一丁目～六丁目…佐 西魚町…佐 西田代町…佐 西田代一丁目、二丁目…佐 西与賀町…佐
ハ	蓮池町…朝 八幡小路…佐 八丁畷町…昭 東佐賀町…昭 東与賀町…南 光一丁目～三丁目…佐 日の出一丁目、二丁目…昭 兵庫町…佐 兵庫北一丁目～七丁目…佐 兵庫南一丁目～四丁目…佐 富士町…天 堀川町…佐 本庄町大字鹿子…佐 本庄町大字末次、大字袋…昭 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以西…佐 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以东…昭
マ	松原一丁目～三丁目…佐 松原四丁目…昭 水ヶ江一丁目、三丁目、五丁目…佐 水ヶ江二丁目、四丁目、六丁目…朝 三瀬地区…天 緑小路…佐 南佐賀一丁目～三丁目…朝 諸富町…蓮
ヤ	八戸一丁目…昭 八戸二丁目…佐 八戸溝一丁目～三丁目…佐 柳町…昭 大和町…ヤ 与賀町…昭
ラ	六座町…佐
ワ	若楠一丁目～三丁目…昭 若宮一丁目、二丁目…朝 若宮三丁目…昭